

平成23年度事業計画

我が国の建築投資は、リーマンショック等の影響で、平成21年度に大きく落ち込みました。22年度に入って、住宅取得に対する助成措置や景気対策の効果により緩やかな回復を示しています。今後、東北地方太平洋沖地震による経済への影響は避けられませんが、建築投資は緩やかに増加することが期待されます。

このように建築投資が以前に比べ低い水準で推移しているため、当財団の経営は21年度以来、厳しい状況が続いています。このため、安定的な経営が継続できるよう、家賃など固定費の大幅な削減と業務量の確保による収入の増加を図ることが当財団の最大の課題となっています。

一方、当財団は、公益法人制度改革に基づき、4月1日に新制度の一般財団法人に移行します。この結果、法人運営に関して、これまでは主務官庁の指導監督を受ける立場であったものが、今後は法令に定められた規範に基づき自主的・自律的に進めていくこととなります。

当財団は、永年、建築技術の発展という分野において社会の公器としての役割を十分に果たしてきました。法人形態が変わろうと「公益への貢献」という使命を果たすことの熱意はいささかも変わるものではありません。今後とも、建築物の安全性の確保、地球環境の保全など社会的課題に積極的に取り組むとともに、お客様のニーズにきめ細かく対応することにより、社会的信頼の維持・向上に努めてまいります。

I 技術評価事業

建築物の品質確保と円滑な手続きに対する社会的要請が高まっており、技術評価事業の重要性はますます大きくなっています。業務の迅速・的確な遂行に努めるとともに、業務改善やお客様へのサービス向上を進め、より多くの案件をご依頼いただけるよう尽力します。

1. 法令に基づく技術評価事業の推進

建築基準法に基づく性能評価事業・型式適合認定等事業及び住宅品質確保法に基づく試験事業・住宅型式性能認定等事業を推進します。

2. 自主評価事業の推進

(1) 評定事業

基礎杭の支持力等に関する新規分野を含め評定事業を実施するとともに、評定した技術に関する情報を関係業界等に提供します。

(2) 耐震診断評定事業

既存建築物の耐震診断結果及び耐震改修計画に関する評定を行う事業を実施します。

(3) CASBEE評価認証事業

CASBEE(建築環境総合性能評価システム)による建築物の環境性能評価について第三者認証を行う事業を実施します。

(4) 建設技術審査証明事業

既存建築物の吹付けアスベスト除去工法を始め、民間で開発された建築物等の各種技術について審査・証明を行う事業を実施します。

(5) 新建築技術認定事業

建築基準法やJIS、JAS等で基準・規格化されていない建築技術の認定を行う事業を実施します。

3. 信頼性の高い業務の提供、サービスの向上

業務実施方法の点検・見直しを行い、過不足のない審査を徹底するとともに、評価基準の積極的整備、申請図書の見直し等を進めることにより、信頼性の維持・向上に努めます。また、お客様アンケート等を踏まえた業務改善を行うとともに、事前相談等を大幅に充実してお客様へのサービスの向上を図ります。

II 建築確認検査等事業

建築物の安全性等の品質の確保と円滑な手続きに対する社会的要請に応えるよう、建築確認検査事業、住宅性能評価事業等についてお客様から信頼されるサービスを迅速・的確に提供します。これにより、超高層建築物等の大規模・複雑な案件とともに、中小規模案件についてもより多くの案件をご依頼いただけるよう尽力します。

1. 的確な業務の実施

- (1) 過不足のない審査・検査を実施するため、建築確認検査業務手順書、審査・検査マニュアル等を継続的に改訂、整備します。
- (2) 監視委員会を開催し、建築確認検査業務の実施状況の確認等、業務の公正かつ的確な実施のために必要な監査を受けます。
- (3) 5月に施行予定の建築確認手続きの運用改善(確認申請図書の更なる簡素化等)を適切に実行します。

2. サービスの向上

- (1) 事前相談の充実により、手戻りのない円滑な申請手続きを推進します。
- (2) 個々の案件ごとに審査の進捗状況についての情報提供を行い、お客様の希望するスケジュールに対応した審査を確実にを行います。

III 構造計算適合性判定事業

充実した審査体制を整備している当財団の特長を十分に発揮し、より多くの案件をご依頼いただけるよう注力するとともに、引き続き信頼性の高い確実で効率のよい業務の実施、丁寧な事前相談、説明などのサービス向上を図ります。

1. 的確な業務の実施

- (1) 法令基準への適合性の審査を適切に実施するため、判定チェックリスト、内規の充実を進めるとともに、判定員及び職員の研修を行います。
- (2) 監視委員会を開催し、判定業務の実施状況の確認等、業務の公正かつ的確な実施のために必要な監査を受けます。
- (3) 5月に施行予定の建築確認手続きの運用改善(確認申請図書の更なる簡素化等)を適切に実行します。

2. サービスの向上

- (1) 事前相談の充実により、手戻りのない円滑な申請手続きを推進します。
- (2) 判定の実施方法等に関する情報を設計者等に提供します。

IV システム認証登録事業

品質及び環境マネジメントシステムの認証登録事業について、審査の質の一層の向上に努めるとともに、既認証企業に対するサービスの充実を図ります。

- (1) 公益財団法人日本適合性認定協会の審査、審査員に対する評価などの情報を活用して、審査の質の一層の向上に努めます。
- (2) 教育・訓練の計画的実施等により、専門性が高く、優秀な内部及び外部審査員を育成、確保します。
- (3) 「認証企業の集い」の開催及び「ISOだより」の発行等により、既認証企業への情報提供サービスの充実を図ります。

V 情報提供事業

建築基準や建築技術の普及を図るため、建築技術者の技術力向上に資する図書出版、講習会開催を展開します。また、お客様や社会のニーズを反映し、当財団の特色や資源を活かした情報提供事業を推進します。

1. 図書の出版

講習会で使用しているテキストをベースにして、初級技術者向けに建築技術を分かりやすく解説した BCJ ブックスを企画・発行します。

2. 講習会の開催

「基礎から学べるシリーズ」セミナーについて、住宅性能表示などの分野の追加等により受講者ニーズに沿った講習会を開催します。

3. 情報交流会

最新かつ有益な建築技術情報を機関誌「ビルディングレター」(月刊)、会員向けホームページにより提供します。また、情報交流会セミナー等を開催し、会員へのサービスの充実を図ります。

VI 国際交流事業

我が国及び諸外国の建築水準の向上、建築技術・建築資材の交易促進等に寄与するため、建築に関する国際交流及び協力を推進しています。今後は、公益目的支出計画の実施事業として、一層の充実を図ってまいります。

- (1) 建築技術評価の制度や評価方法の改善に寄与するため、海外の建築技術評価機関等との交流、WFTAO(世界技術評価機関連盟)等の国際機関の活動への参加等を通じて、海外の関連機関との情報交換を推進します。その一環として、第 16 回 WFTAO 総会を9月に東京で開催します。
- (2) 海外の建築基準、技術評価制度等に関する情報提供を行うため、海外の関連機関との情報交換や文献調査を行い、得られた情報のウェブサイト掲載等を行います。また、WFTAO 総会開催の機会に、諸外国の建築製品評価の動向に関するセミナーを開催します。
- (3) 日本の建築基準、技術評価制度等に関する情報提供を行うため、「英訳建築基準法令集」の編集・発行、「建築基準法の英文による概要解説」の編集・ウェブサイト掲載等を行います。
- (4) 建築・住宅国際機構が行う国際交流を推進するため、同機構に対し人的・資金的支援をします。
- (5) 開発途上国等の建築分野の専門家の育成を図るため、独立行政法人国際協力機構が行う国内研修等に協力します。

VII 業務運営の改善等

1. 収支の改善

経済環境の変化に対応した経営構造となるよう、営業活動の強化等による収入の確保、本部事務所の移転等による支出の削減に取り組みます。

2. 業務遂行基盤の強化

業務遂行能力の維持向上を図るため、職員の資格取得の促進及び主要なリスクに係る対策を推進します。

また、日本建築行政会議、一般社団法人住宅性能評価・表示協会、一般社団法人建築性能基準推進協会等の連絡調整団体を通じて類似機関との連携を強化するとともに、当該団体の会員として団体の適切な運営に寄与します。

3. JIS規格の原案作成業務の移行

原案作成団体に位置づけられている8本のJIS規格について、管理を行うことがよりふさわしい団体との間で、原案作成業務の移行協議を進めます。